

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますのでご注意ください。

届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企 画 財 政 課
農用地を売買・貸借したり他の用途に転用	農 地 法	農 業 委 員 会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為 □ 具体例 用途変更～農業用関連施設 除 外～農家住宅建設 開発行為～火山灰採取	農 振 法	農 工 商 課
森林の伐採や他の用途に転用したり森林所有者が変更になった場合	森 林 法	農 林 商 工 課

住環境改善などの各種補助制度

4月1日から 申し込みを受け付け

町内にある住宅の改修、商店などの店舗改修・店舗新築・空き店舗活用など町民の方を支援する補助制度を開設しています。ご利用ください。

各制度のお問い合わせ先は次のとおりです。

- 住環境リフォーム促進事業
訓子府町商工会 (☎ 47-2241)
役場農林商工課 (☎ 47-2116)
- 訓子府町店舗出店等支援事業
- 訓子府町店舗改修事業
- 訓子府町太陽光発電システム導入事業
(太陽光 10kw 未満)
役場農林商工課 (☎ 47-2116)
- 耐震改修促進事業 (既存住宅)
役場建設課 (☎ 47-2118)

児童扶養手当や特別児童扶養手当 などの支給額が改定されました

ひとり親家庭や重度障がいのある方、その保護者の方に対し、児童扶養手当や特別児童扶養手当などの手当が支給されていますが、平成28年4月から物価指数の変動などにより、支給額が増額となりました。

- 児童扶養手当
父母の離婚などにより、ひとり親で児童を養育している方などに支給される手当です。
- 特別児童扶養手当 20歳未満の精神または身体に障がいをもつ児童を養育している方に支

手当の種類	平成28年3月分まで		平成28年4月分から	
	全部支給額	所得により支給制限を受ける場合の支給額	全部支給額	所得により支給制限を受ける場合の支給額
児童扶養手当 (児童が1人の場合)	42,000円	41,990円～9,910円	42,330円	42,320円～9,990円
特別児童扶養手当(1級)	51,100円		51,500円	
特別児童扶養手当(2級)	34,030円		34,300円	
特別障害者手当	26,620円		26,830円	
障害児福祉手当	14,480円		14,600円	
福祉手当(経過措置分)	14,480円		14,600円	

- 給される手当です。
- 特別障害者手当 20歳以上で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者本人に支給される手当です。
- 障害児福祉手当 20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児本人に支給される手当です。
- 福祉手当(経過措置分)
昭和61年3月末日まで福祉手当を受給していた20歳以上の人で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれかの支給を受けられなかった人に支給される手当です。
- 支給額(月額) 平成28年4月分から支給額が増額となりました。

■問合せ 福祉保健課 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

- 特定疾患などで治療中の方に
交通費の一部を助成
- 対象となる「特定疾患等」
「特定疾患医療受給者証または「特定疾患患者認定書」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受給者証」「脳脊髄液減少症診断書」が交付されていることが、助成の条件となります。
 - 助成範囲および助成額
町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。
 - 助成対象医療機関
指定自立支援医療機関(精神通院医療に限る)とします。ただし、18歳未満のお子さんは、北海道緑ヶ丘病院、札幌市立病院清療院など、「北海道児童思春期メンタルヘルズ相談対応ガイドブック」(平成18年3月発行)に掲載の医療機関を対象とします。
 - 申請に必要なもの
①印鑑
②通院証明書(用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
③銀行の振込口座番号
④その他
当該年度(4月から6月の場合)は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。
- 場合の2分の1の額を助成します。
- 申請に必要なもの
①対象となる「特定疾患」などの受給者証、または認定書などの写し
②印鑑
③通院証明書(用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
④銀行の振込口座番号
⑤その他
当該年度(4月から6月の場合)は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発行為を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

- ◆開発行為とは
- ①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
 - ②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
- これらの要件に当てはまる事業を行う場合は、事前に建設課管理係へご相談ください。

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要ですが、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- 建築確認申請が必要な地域
①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
- ②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域

- 建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物
①倉庫、車庫などで100㎡以上
- ②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
- ③木造以外で2階建て以上、

建築物の解体工事には 届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- 届け出対象工事
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- 届け出の時期・届け出先
工事着手の7日前までに建設課建築係まで

建設課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)